

臨時特例つなぎ資金のご案内（平成21年10月）

離職者を支援するための公的給付制度及び、貸付制度を申請している住居を喪失した（喪失する恐れのある者を含む。）離職者に対して、その資金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付ける資金です。

1 貸付け対象

下記の全てに該当する方を貸付の対象とします。

- (1) 仕事を失い住居を喪失している方
- (2) 離職者を支援する次の公的制度の申請を受理されており、かつ生活に困窮している方
【離職者を支援する公的制度】
※申請をされていない方は、先ずこれらの公的制度の申請を行ってください。
①住宅手当、 ②生活保護、 ③雇用保険失業者給付、 ④訓練・生活支援給付金、
⑤生活福祉資金（総合支援資金）
- (3) 申込みをする本人名義の金融機関口座を有している方
- (4) これまでに生活福祉資金等を借入れ、その償還が滞っていない方

2 貸付け条件

- (1) 貸付限度額 ⇒ 10万円を限度とした必要最低限の額（審査により決定）
- (2) 貸付利子 ⇒ 無利子
- (3) 連帯保証人 ⇒ 不要
- (4) 償還方法 ⇒ 原則、申請中の公的制度給付金等からの一括償還。
（困難な場合につき分割償還）
※生活福祉資金の総合支援資金（生活支援費）を借入れる場合は、原則として、生活支援費貸付金から天引きによる償還とする。

3 申込み手続き等

- (1) 相談窓口 ⇒ 居住を予定している市町村社会福祉協議会
- (2) 申込方法 ⇒ ①借入申込書
②公的制度等の申請受理を証明する書類（受理印のある申請書の写し等）
③本人確認書類（免許書、等）
④本人名義の金融機関の口座通帳コピー
- (3) 貸付決定 ⇒ 貸付の可否は、長野県社会福祉協議会の審査により文書で通知します。
- (4) 資金交付 ⇒ 貸付決定後にあらかじめ提出いただいた金融機関口座へ振り込みます。

4 留意事項

- (1) 決定額一括での送金となります。
- (2) 貸付額は、公的制度の申請額を考慮し償還に無理のないように決定します。
- (3) 申請している公的制度の実施機関に対して、申込内容に関する情報提供を行います。
- (4) 申請時に、申込書の償還計画に基づいた借用書を作成し提出していただきます。